

戸籍関係証明書の交付、自動交付機、コンビニでの 交付サービスを停止します

☎市民課☎内線2324

戸籍システムの更新、証明書自動交付機の新機種への更新およびコンビニ交付システムの更新に伴い、証明書の交付を一部停止します。自動交付機の更新後は、すべての自動交付機で住民基本台帳カード(自動交付機利用の届け出をしたもの)が利用できます。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

◆三鷹駅前市政窓口の戸籍関係証明書交付の停止

☎7月16日(土)・17日(日)

◇交付を停止する証明書

戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)、除籍全部事項証明書(除籍謄本)、改製原戸籍謄本・抄本、附票の写し、除附票・改製原附票の写し、身分証明書などの戸籍に関する証明書

◆証明書自動交付機の停止

停止日(7月)	停止する交付機の設置場所
16日(土)~18日(祝)	すべて
19日(火)・20日(水)	市役所
23日(土)・24日(日)	三鷹台市政窓口
26日(火)・27日(水)	三鷹駅前市政窓口

※交付機は市役所、三鷹台市政窓口、三鷹駅前市政窓口の3カ所に設置しています。

◇交付を停止する証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書、課税(非課税)証明書、納税証明書、戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)、戸籍附票の写し、外国人登録原票記載事項証明書

◆コンビニでの証明書交付サービスの停止

☎7月15日(金)午後9時~19日(火)

◇交付を停止する証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書

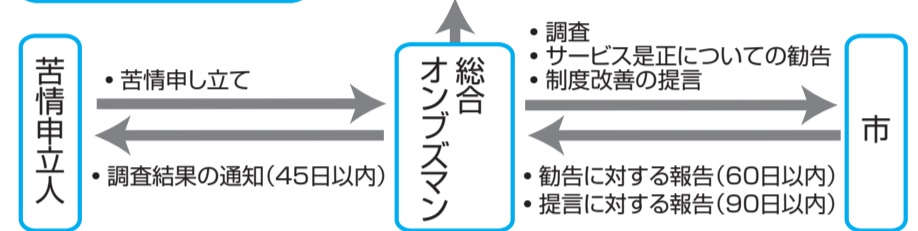
総合オンブズマン

平成22年度活動状況をお知らせします

総合オンブズマンは、みなさんからいただいた市政に関する苦情を、市と市民の間に立って公正かつ中立な立場で調査します。そのうえで、必要な場合は市に意見を述べ、サービスの内容を是正するように勧告したり、制度を改善するよう提言します。

☎相談・情報センター☎44-6600

苦情処理の流れ



1 月別苦情申立受付状況

区分	受付件数	市内・市外 在住者別		本人・ 代理人別		受付方法		
		市内 在住者	市外 在住者	本人	代理人	来訪	郵送 FAX	電話
平成22年4月	1	1		1		1		
5月	1	1			1	1		
6月	1	1		1		1		
7月	6	6		6		5	1	
平成23年1月	1	1		1		1		
合計	10	10		8	2	9	1	

(苦情申立のない月は省略)

2 組織別内容別苦情申立受付(調査開始)状況

区分	受付件数	内容
市民部	1	・国民健康保険海外療養費の支給について
健康福祉部	1	・三鷹市障がい者福祉手当(特定疾患手当)の減額について
水道部	1	・消費者保護について
教育委員会事務局	1	・体育館の使用について
合計	4	

※総合オンブズマンが調査をしない旨決定したものは6件。

3 苦情申立処理状況

区分	件数
1 苦情申立人に結果通知をしたもの	11
(1)苦情申立の趣旨に沿ったもの	2
ア 意見を述べたもの	2
イ 勧告したもの	0
ウ 提言したもの	0
(2)行政の不備がないもの	3
(3)所管外となったもの	0
ア 判決、裁決により確定した権利関係に関する事項	0
イ 裁判などで係争中の事案に関する事項	0
ウ 法令または条例の規定による不服申立機関などの職務に関する事項	0
エ 議会に関する事項	0
オ 職員の自己の勤務内容に関する事項	0
カ 総合オンブズマンにより既に苦情の処理が終了している事項	0
(4)その他	6
ア 自己の利益に関する苦情を有しないもの	1
イ 苦情申立期間を経過しているもの	0
ウ 正当な理由がないもの	5
2 苦情調査を打ち切ったもの	0
3 苦情申立を取り下げたもの	0
4 次年度に調査を持ち越したもの	0

※平成21年度から持ち越した案件1件を含む。
○平均処理日数36日

オンブズマン

スウェーデン語ombudsman。行政が適正に運営されているか監視したり、市民からの行政に対する苦情の解決を図る代理人という意味です。

7月の 総合オンブズマン の相談日

総合オンブズマンの山崎源三さん(弁護士)と大森佐和さん(国際基督教大学准教授)が、みなさんの相談に応じます。

☎大森佐和さん=7月7・14日、山崎源三さん=7月21・28日いずれも木曜日午後1時30分~午後4時30分

☎相談・情報センター(市役所2階)

☎事前にも同センター☎44-6600へ

市民

会議

などの

公開状況をお知らせします

市では、みなさんと一緒に開かれた市政を作っていくため、市民を構成委員とした市民会議などを開催しています。これらの会議の状況を、広くみなさんにご覧いただくため、平成18年4月から市民会議、審議会などの公開制度が始まりました。

平成22年度に開催された市民会議や審議会は44種類で、開催延べ回数は405回、傍聴者数は71人でした(右表)。

☎相談・情報センター☎44-6600

会議の公開制度運用状況(総括表)

区分	会議の数、 開催数など	構成比
1 対象とする市民会議、審議会などの数	44会議	
公開とした会議	31会議	70.5%
一部公開とした会議	6会議	13.6%
非公開とした会議	7会議	15.9%
2 会議の開催延べ回数	405会議	
公開とした会議	122会議	30.1%
一部公開とした会議	24会議	5.9%
非公開とした会議	259会議	64%
3 上記2のうち非公開で行われる介護認定審査会(延べ217回)および障がい程度区分判定等審査会(延べ21回)を除いた場合	167会議	
公開とした会議	122会議	73%
一部公開とした会議	24会議	14.4%
非公開とした会議	21会議	12.6%

傍聴などの状況

区分	内容
傍聴人の延べ人数	71人
傍聴があった会議の数	9会議

男女平等に関する 平成22年度の 相談実績報告

◆三鷹市男女平等参画相談員

男女平等に関わる人権侵害の相談を受け付けます。

◇平成22年度実績

・相談件数 1件

◆女性のためのこころの相談

くらしの中のさまざまな相談を、専門のカウンセラーが受け付けます。

◇平成22年度実績

・相談件数 317件

・主訴別相談内容、延べ件数

こころ:126件、子ども:114件、人間関係:90件、家族:80件、夫婦:67件、その他:163件

☎企画経営課☎内線2115